

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8年 4月 24日

福島県南会津建設事務所長 伏見 聡

工事（委託業務）番号	第25-41360-0141号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（補助）工事（橋梁補修）
質 問 事 項	
<p>1. 特記仕様書6ページのスクラップの積算上の処理施設が(有)星建材運輸リサイクルプラントと記載されていますが、星建材運輸さんに問い合わせをしたところ金属くずの買取は行っていないとのことでした。この場合はスクラップはどのように計上すればよろしいでしょうか？ご教授願います。</p> <p>2. 金抜設計書15ページの4行目 トルシアボルト M20, M22 は共通仮設費、現場管理費の算出対象外としてよろしいのでしょうか？ご教授願います。</p> <p>3. 採用単価の参照元の土木施工単価及び建設コスト情報はどの時期の発行されたものを使用していますか？ご教授願います。</p> <p>4. 採用単価表において物価資料を参照元としている単価の有効桁数をご教授願います。</p> <p>5. スクラップ処理の積算上の施設が「(有)星建材運輸リサイクルプラント」になっておりますが、当該施設ではスクラップは行っておりませんので、処理施設のある運搬距離に変更していただけますか。ご教示願います。</p> <p>6. 「zumen」19ページ 明治橋 施工計画図（参考図）の断面図には朝顔の記載がございますが、本工事内訳表には計上されておられません。本工事に安全管理上必要な際は、変更協議で対応していただけますか。ご教示願います。</p> <p>7. 工種によっては、下記のような事由により工程の遅延を余儀なくされる事案が想定されます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 降雨、降雪、強風、外気温などの自然条件2. 社会情勢の影響による資材供給の停滞 <p>これらの事由によって工期内完成が厳しくなった場合、工期延長等の設計変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p>	

8. 施工計画図（参考図）に片側交互通行の規制図が描かれておりますが、橋の全幅が 6.0m と狭く、10 t ダンプの幅は 2.49m 程度になりますので、橋面舗装や橋面防水施工時に大型車両を通行させることは難しいと考えます。大型車両のみ通行止めとした片側交互通行で、橋面舗装と橋面防水等の施工を行うことは可能でしょうか。
9. 仮設工の仮設防護柵（H形鋼付仮設ガードレール）の供用日数が 31 日となっておりますが、施工上仮設防護柵の設置日数はもっと必要になると思います。その場合、供用日数の変更は可能でしょうか。また、当該設計ではどの工種での供用日数を計上しているのでしょうか。ご教示願います。

回 答 事 項

1. 福島県工事請負契約約款第 18 条に則り協議の対象とします。
2. ご認識のとおりです。
3. 土木施工単価及び建設コスト情報（土木コスト情報）は、「2026 冬」令和 8 年 1 月 5 日発行のものを使用しています。
4. 公表図書（単価類）の「土木・建築関係事業単価表参考資料」に記載の設計資材単価等決定基準に則り積算しています。
5. 上記 1 のとおりです。
6. 福島県工事請負契約約款第 18 条に則り協議の対象とします。
7. 工期の延長については、福島県工事請負契約約款第 22 条に則り協議の対象とします。
8. 福島県工事請負契約約款第 18 条に則り協議の対象とします。
9. 受注者の責めに帰すことができない事由の場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り協議の対象とします。供用日数とした対象工種については、橋梁地覆補修工、仮設防護柵工、仮設防護柵撤去工としています。